

松江市告示第 450 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 11 月 7 日

令和 2 年 12 月 25 日一部改正（松江市告示第 649 号）

令和 5 年 3 月 31 日一部改正（松江市告示第 214 号）

松江市長 松 浦 正 敬

1 形質変更時要届出区域

松江市東出雲町揖屋字西灘 684 番地 10 の一部

同 西灘 684 番地 11 の一部

2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

備考

区域の範囲を示した図面は松江市環境エネルギー部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。